

平成 3 0 年 5 月 2 5 日

平成 30 年度第 2 回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日時 平成30年5月25日（金）午前9時30分

場所 美浦村役場3階委員会室

日 程

1. 開会

2. 教育長あいさつ

3. 報告事項

報告第1号 平成30年度美浦村一般会計補正予算について

報告第2号 美浦村子どもを守る地域ネットワーク設置要綱の制定について

報告第3号 「美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例」の平成30年第2回美浦村議会定例会への提出について

報告第4号 「美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の平成30年第2回美浦村議会定例会への提出について

報告第5号 「美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の平成30年第2回美浦村議会定例会への提出について

4. その他

5. 閉会

報告第 1 号

平成30年度美浦村一般会計補正予算について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成 3 0 年 5 月 2 5 日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

報告第1号 別紙

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	1,592	5,712	7,304
計	39,402	5,712	45,114

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

2 指定寄附金	30,498	300	30,798
計	95,498	300	95,798

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

6 陸平基金繰入金	15,608	△1,400	14,208
8 財政調整基金繰入金	204,200	8,881	213,081
計	344,730	7,481	352,211

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	5,712	61 地方創生推進交付金	5,712

1 指定寄附金	300	30 学校教育事業費指定寄附金	300

1 陸平基金繰入金	△1,400	5 陸平基金繰入金	△1,400
1 財政調整基金繰入金	8,881	5 財政調整基金繰入金	8,881

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

3 保育所費	237,187	8,494	245,681			60	8,434
--------	---------	-------	---------	--	--	----	-------

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(3 保育所費)							
計	540,007	8,494	548,501			60	8,434

17 公有財産購入費	8,300	2 大谷保育所運営費	30
		18 備品購入費	30
		4 図書購入費	
		1 図書購入費	
18 備品購入費	194	3 大谷保育所管理費	8,369
		17 公有財産購入費	8,300
		1 公有財産購入費	
		1 土地購入費	
		18 備品購入費	69
		1 庁用器具費	
		1 庁用器具費	
		1 (1次査定)	
		4 木原保育所運営費	30
		18 備品購入費	30
		4 図書購入費	
		1 図書購入費	
		5 木原保育所管理費	65
		18 備品購入費	65

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 庁用器具費
		1 庁用器具費

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

2 教育振興費	15,291	150	15,441			150	
計	88,725	150	88,875			150	

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

2 教育振興費	14,674	60	14,734			60	
計	48,516	60	48,576			60	

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	81,112	95	81,207			30	65
計	81,112	95	81,207			30	65

18 備品購入費	150	4 木原小学校教育振興事業費	50
		18 備品購入費	50
		4 図書購入費	
		1 図書購入費	
		5 大谷小学校教育振興事業費	50
		18 備品購入費	50
		4 図書購入費	
		1 図書購入費	
		6 安中小学校教育振興事業費	50
		18 備品購入費	50
		4 図書購入費	
		1 図書購入費	

18 備品購入費	60	4 美浦中学校教育振興事業費	60
		18 備品購入費	60
		4 図書購入費	
		1 図書購入費	

18 備品購入費	95	3 幼稚園運営費	95
		18 備品購入費	95
		1 庁用器具費	65
		1 庁用器具費	
		4 図書購入費	30
		1 図書購入費	

(項) 5 社会教育費

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

9

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
4 共済費	298	2 社会教育事務費 298 4 共済費 298 6 社会保険料 3 社会保険料（非常勤職員）
19 負担金補助及び交付金	65	12 地区公民館補助事業費 65 19 負担金補助及び交付金 65 10 補助金 15 地区公民館等修繕等補助金
11 需用費	587	3 中央公民館管理費 587 11 需用費 587 6 修繕料 2 施設等修繕料
1 報酬	1,571	4 文化財活用事業費 1,839 1 報酬 1,571 4 一般職非常勤職員報酬 1 一般事務職員
4 共済費	225	4 共済費 225 6 社会保険料 1 社会保険料（一般職非常勤職員）
9 旅費	43	9 旅費 43 1 費用弁償 1 費用弁償

8 報償費	112	6 村民体育祭事業費 Δ2,401 8 報償費 Δ110 1 報償金 1 報奨金 Δ60 3 事業協力者謝礼 Δ50
11 需用費	Δ827	11 需用費 Δ1,222 1 消耗品費 Δ979 1 消耗品費 3 食糧費 Δ243 1 食糧費
12 役務費	Δ33	12 役務費 Δ33 4 手数料 15 チラシ折り込み手数料 Δ22 22 トイレ汲み取り手数料 Δ11
13 委託料	Δ380	13 委託料 Δ380 5 業務委託料 10 グランド整備業務委託料
14 使用料及び賃借料	222	14 使用料及び賃借料 Δ156 2 賃借料 9 機器借上料 Δ108 12 仮設トイレ賃借料 Δ48
18 備品購入費	55	19 負担金補助及び交付金 Δ500 10 補助金 4 村民体育祭地区補助

(項) 6 保健体育費

11

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		7 村民スポーツフェスティバル事業費	1,200
		8 報償費	222
		1 報償金	
		1 報奨金	22
		3 事業協力者謝礼	200
		11 需用費	395
		1 消耗品費	292
		1 消耗品費	
		3 食糧費	16
		1 食糧費	
		4 印刷製本費	87
		1 印刷製本費	
		14 使用料及び賃借料	378
		2 賃借料	
		9 機器借上料	
		18 備品購入費	55
		2 機械器具費	
		1 機械器具費	
		19 負担金補助及び交付金	150
		10 補助金	
		10 村民スポーツフェスティバル補助金	

報告第 2 号

美浦村子どもを守る地域ネットワーク設置要綱の制定について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成 3 0 年 5 月 2 5 日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村教育委員会告示第 号

美浦村子どもを守る地域ネットワーク設置要綱を次のように定める。

平成30年 月 日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村子どもを守る地域ネットワーク設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第25条の2に基づき、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の適切な保護又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援並びに関係機関における連携と相互の協力により児童の健全育成の推進を図るため、美浦村子どもを守る地域ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 ネットワークは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「**要保護児童等**」という。）に関する情報交換及び関係機関の連携、協力の推進に関すること。
- (2) 要保護児童**等**に対する支援についての広報・啓発活動の推進に関すること。
- (3) 個別の要保護児童等に関する具体的な支援の内容等の検討に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ネットワークの設置目的を達成するために必要と認められること。

(構成)

第3条 ネットワークは、次に掲げる機関等をもって組織する。

- (1) 土浦児童相談所
- (2) 土浦保健所
- (3) 県南県民センター
- (4) 稲敷警察署
- (5) 美浦村民生委員児童委員協議会
- (6) 美浦村内の小学校及び中学校
- (7) 美浦村内の幼稚園及び保育所
- (8) 美浦村内の児童福祉施設
- (9) 美浦村教育委員会(学校教育課, 生涯学習課, 子育て支援課, 教育相談センター)

(10) 美浦村保健福祉部（福祉介護課，健康増進課）

2 会議委員の任期は，当該地位又はその職にある期間とする。

（会長等）

第4条 ネットワークに会長を置く。

2 会長は美浦村教育委員会子育て支援課長とし，会議を総括する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには，あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（要保護児童等対策調整機関）

第5条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童等対策調整機関（以下「調整機関」という。）は，美浦村教育委員会子育て支援課とする。

（会議）

第6条 ネットワークの会議は，代表者会議，実務者会議及び個別ケース検討会議とする。

（代表者会議）

第7条 代表者会議は，第3条に規定する機関等の代表者で構成し，関係機関等の円滑な連携を確保するため，次に掲げる事項を協議する。

(1) 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討に関すること。

(2) 実務者会議及び個別ケース検討会議から報告された活動状況の評価に関すること。

(3) その他代表者会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 代表者会議は，会長が招集し，会長がその議長となる。

3 代表者会議は，その半数以上の者の出席がなければ開くことができない。ただし，緊急性がある場合，この限りではない。

4 会議は，非公開とする。

5 会長は，代表者会議で必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，その意見を聴き，又は資料の提出を求めることができる。

（実務者会議）

第8条 実務者会議は，第3条に規定する機関等の実務者で構成し，要保護児童等の活動に係わる者の知識及び経験を支援等に関する施策に反映させるため，次に掲げる事項を協議する。

(1) 児童虐待に関する情報交換に関すること。

(2) 支援対象児童等の実施把握に関すること。

(3) 支援内容の把握に関すること。

(4) 要保護児童等対策を推進するための啓発活動に関すること。

(5) その他実務者会議の設置目的を達成するために，必要な事項に関すること。

2 実務者会議は、必要に応じて調整機関の長が招集する。

3 実務者会議は、非公開とする。

(個別ケース検討会議)

第9条 個別ケース検討会議は、第3条に規定する機関等の中で、個々の虐待事案その他の第2条に規定する事案（以下「児童虐待事案等」という。）に関する事項又は児童虐待事案等と疑われる事案に直接関わりを有する機関等又は関わりを有することになる可能性があると判断される機関等の実務者で構成し、次に掲げる事項を協議する。

(1) 個別の要保護児童等に関する情報の交換に関すること。

(2) 個別の要保護児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。

(3) 個別の要保護児童等に対する支援の経過報告及びその評価の検討に関すること。

(4) 個別事例について担当機関の決定に関すること。

(5) 個別の要保護児童等に係る援助、支援方法及び支援計画の検討に関すること。

(6) その他個別ケース検討会議の目的を達成するために、必要な事項に関すること。

2 個別ケース検討会議は、必要に応じて調整機関の長が招集する。

3 個別ケース検討会議は、非公開とする。

4 個別ケース検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外に個別ケース検討会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 ネットワークの構成員及び構成員であった者並びにネットワークの会議に出席した者は、ネットワークの職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(事務局)

第11条 ネットワークの事務を処理するため、事務局を調整機関に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は別にこれを定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

【設置の根拠】（児童福祉法第25条の2）

地方公共団体は、単独または共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を置くように努めなければならない。

【協議対象】（児童福祉法第25条の2第2項）

協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

協議会の主旨

過去の児童虐待による死亡事例において、関係機関が情報を有していたにもかかわらず、地域全体でその情報が共有されなかったため機動的な対応ができず、結果として有効な支援に結びつかなかった事例があった。こうした状況を踏まえ、要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し関係機関野役割や調整を行う機関を明確にし、適切な連携の下で対応するために、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を設置する。

各会議の構成について

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)

住民、地域機関、ネットワーク関連機関等からの通報や情報等の窓口を一本化

事務局(調整機関)

主管課：美浦村教育委員会子育て支援課

業務：協議会に関する事務の総括

協議会全体の総合的な企画、連絡調整

要保護児童等の支援の実施に関し必要な事項 等

※①市町村の設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関は、専門職を置くこととする

(児童福祉法第25条の2第6項)

②調整機関に配置される専門職は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることとする

(同法第25条の2第8項)

代表者会議

会長：美浦村教育委員会子育て支援課長

出席者：各構成機関の代表者

協議事項：要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
ネットワークの活動状況と評価 等

個別ケース検討会議

会長：美浦村教育委員会子育て支援課長

出席者：個別ケースに関わる関係機関の担当者

協議事項：具体的な支援内容の検討及び情報共有
主担当機関、主たる援助者の決定など

実務者会議

会長：美浦村教育委員会子育て支援課長

出席者：土浦児童相談所

美浦村教育委員会学校教育課、子育て支援課

美浦村健康増進課

協議事項：児童の支援に関する情報交換

ケース進行管理

その他協議会の運営に必要な事項 等

※この他、美浦村教育委員会(学校教育課、子育て支援課、子育て支援センター、教育相談センター)、健康増進課で2か月に1度定期的に打ち合わせを行い、個別ケースの進行状況共有の他、他県の児童虐待死亡事例の検討や児童福祉に関する最新情報の共有等を行っている。

報告第 3 号

「美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例」の平成 30 年第 2 回美浦村議会定例会への提出について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成 3 0 年 5 月 2 5 日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

議案第 号

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中島 栄

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成 27 年美浦村条例 12 号）の一部を次のように改める。

別表第 1 中「10, 700 円」を「10, 100 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第12号)新旧対照表

【別記1】

現行

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)
階層区分	定義		
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。以下同じ。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0円
2	市町村民税非課税世帯		3,000円
3	市町村民税課税世帯で所得割額	38,500円以下	6,900円
4	(調整控除以外の控除適用前の額)	38,501円以上77,100円以下	10,700円
5	が右の区分に該当する世帯	77,101円以上144,100円以下	12,100円
6		144,101円以上211,200円以下	13,500円
7		211,201円以上	17,100円

改正後（案）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)
階層区分	定義		
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。以下同じ。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0円
2	市町村民税非課税世帯		3,000円
3	市町村民税課税世帯で所得割額 (調整控除以外の控除適用前の額) が右の区分に該当する世帯	38,500円以下	6,900円
4		38,501円以上77,100円以下	10,100円
5		77,101円以上144,100円以下	12,100円
6		144,101円以上211,200円以下	13,500円
7		211,201円以上	17,100円

報告第4号

「美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の平成30年第2回美浦村議会定例会への提出について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成30年5月25日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

議案第 号

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年6月12日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年美浦村条例第11号）の一部を次のように改める。

第7条第2号中「保育をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区

分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると村が認める者
第17条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

附則第1条中「施行の日」の次に「（以下「施行日」という。）」を加える。

附則第2条中「事業を行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家

庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。) により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年条例第11号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(保育所等との連携) 第7条 （略） (1) （略） (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。_____)を提供すること。 (3) （略）	(保育所等との連携) 第7条 （略） (1) （略） (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>)を提供すること。 (3) （略） <u>2 村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として</u>

(食事の提供の特例)

第17条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)
以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合
第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合
事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると村が認める者

(食事の提供の特例)

第17条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として村が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日 _____ から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者 _____ が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第29条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。)、第30条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第35条第1項本文(調理

を行う場所(第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者(次項において「施設等」という。))が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第29条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。)、第30条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第35条第1項本文(調理

員に係る部分に限る。)、第44条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第45条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第48条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。

員に係る部分に限る。)、第44条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第45条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第48条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

報告第 5 号

「美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例」の平成 30 年第 2 回美浦村議会定例会への提
出について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成 3 0 年 5 月 2 5 日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

議案第 号

美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年6月12日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年美浦村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、村長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（職員） 第10条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当するものであつて、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。 (1)～(3) （略） (4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5)～(9) （略） 4・5 （略）	（職員） 第10条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当するものであつて、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。 (1)～(3) （略） (4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u> (5)～(9) （略） (10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、村長が適当と認めたもの</u> 4・5 （略）